

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

日本医師会副会長
猪 口 雄 二
日本医師会常任理事
釜 范 敏
(公 印 省 略)

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
の実施に当たっての取扱いについて並びに Q & A（第 6 版）について
（DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業）

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）のうち、「DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業」について、新たに取り扱い等が示されました。

具体的には、令和 3 年 8 月 1 6 日以降に、「臨時の医療施設」、「健康管理を強化した宿泊療養施設」、「入院待機ステーション」に医療従事者を派遣する場合の補助額について、添付資料の通り引き上げがなされております。

また、Q & A（第 6 版）では、上記について、どのような施設が該当するのかが示されておりますので、併せてご参照ください。

なお、従前示されている Q & A の通り、本事業では医師会等の医療チームの派遣も対象となることから、日本医師会災害医療チーム（JMAT）も対象ですので、事業実施主体の都道府県とご協議の上、本事業の活用をお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会や関係医療機関等への周知方につきよろしくお願いいたします。

今般の追加を踏まえた事務連絡や Q & A の全文は、下記厚生労働省 W E B サイトの 2 0 2 1 年 8 月 1 6 日 欄に掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 1 6 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
の実施に当たっての取扱いについて

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）における
上限額等の取扱いについて、今般、臨時の医療施設等の医療従事者を確保する
観点から改正を行い、下記のとおりとして、令和 3 年 4 月 1 日から適用します
ので、御了知の上、適切に事業を実施していただくようお願いいたします。

なお、改正した部分には下線を付しております。

記

○新型コロナウイルス感染症対策事業

【上限額】

病床確保料

- ・ I C U 内の病床を確保する場合 1 床当たり 97,000 円／日
- ・ 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなど
が可能な病床を確保する場合 1 床当たり 41,000 円／日
- ・ 上記以外の場合 1 床当たり 16,000 円／日

※ 新型コロナウイルス感染症患者の受入病床が逼迫する中で、都道府県
の確保病床の選択肢を広げる観点から、都道府県から新型コロナウイルス
感染症患者を受け入れる病床として割り当てられた療養病床について
は、一般病床とみなして、病床確保料の対象とすることを可能とする
（補助上限額は上記と同じ）。療養病床を休止病床とする場合の病床確保
料の上限額は 1 床当たり 16,000 円／日とする。

なお、都道府県は、医療機関に対して即応病床とするように連絡・要請
を行った後、入院患者数がピークを越え、明らかに減少してきた場合は、
新規感染者数の動向等を注視しながら、順次、即応病床を一般医療に活用
できる準備病床に戻す等、一般医療の確保に十分に配慮しながら病床確保

を適宜行うこと。

- ※ 新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる医療機関の取扱いについては別に定める。

宿泊施設借上げ費の室料 1 室当たり 13,100 円／日

食費 1 食当たり 1,500 円（飲料代及び配送費は除く）

1 日当たり 4,500 円（飲料代及び配送費は除く）

【対象外経費】

軽症者等に対して電話等情報通信機器による診療等を行うためのソフトウェアの導入・使用に係る費用は対象経費から除く。

○新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

【上限額】

・ 初度設備費

1 床当たり 133,000 円

・ 人工呼吸器及び付帯する備品

1 台当たり 5,000,000 円

・ 個人防護具

1 人当たり 3,600 円

・ 簡易陰圧装置

1 床当たり 4,320,000 円

・ 簡易ベッド

1 台当たり 51,400 円

・ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品

1 台当たり 21,000,000 円

・ 簡易病室及び付帯する備品

実費相当額

- ※ 簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。

○帰国者・接触者外来等設備整備事業

【上限額】

・ HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）

1 施設当たり 905,000 円

・ HEPA フィルター付パーテーション

1 台あたり 205,000 円

・ 個人防護具

1 人あたり 3,600 円

・ 簡易ベッド

1 台あたり 51,400 円

・ 簡易診療室及び付帯する備品

実費相当額

※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

○新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

【上限額】

・ 医師 1 人 1 時間あたり 7,550 円

・ 医師以外の医療従事者 1 人 1 時間あたり 2,760 円

(重点医療機関に派遣する場合)

・ 医師 1 人 1 時間あたり 15,100 円

・ 医師以外の医療従事者 1 人 1 時間あたり 5,520 円

※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。

(重点医療機関に新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する看護職員を派遣する場合)

・ 看護職員 1 人 1 時間あたり 8,280 円

※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される看護職員の処遇に配慮するよう留意すること。

○DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業

【上限額】

(医療チーム派遣経費)

・ 医師 1 人 1 時間あたり 7,550 円

・ 医師以外の医療従事者 1 人 1 時間あたり 2,760 円

・ 業務調整員 1 人 1 時間あたり 1,560 円

(令和3年8月16日以降に臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーションに派遣する場合)

・医師 1人1時間当たり 15,100 円

・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 5,520 円

・業務調整員 1人1時間当たり 3,120 円

※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。

(重点医療機関に派遣する場合)

・医師 1人1時間当たり 15,100 円

・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 5,520 円

・業務調整員 1人1時間当たり 3,120 円

※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。

(重点医療機関に新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する看護職員を派遣する場合)

・看護職員 1人1時間当たり 8,280 円

※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される看護職員の処遇に配慮するよう留意すること。

(医療チーム活動費)

実費相当額

※ 医療チーム活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。

○時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

【上限額】

・医師 1人1時間当たり 7,550 円

・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760 円

※ 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業については、都道府県等の補助金交付事務に係る事務委託料・事務費も対象となる。

○新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業

【上限額】

・医師 1人1時間当たり 7,550 円

- ・薬剤師 1人1時間当たり 2,760 円

(重点医療機関に派遣する場合)

- ・医師 1人1時間当たり 15,100 円
- ・薬剤師 1人1時間当たり 5,520 円

※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・薬剤師の処遇に配慮するよう留意すること。

○医療搬送体制等確保事業

【上限額】

(患者搬送コーディネーター経費、患者搬送同乗者経費)

- ・医師 1人1時間当たり 7,550 円
- ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760 円

(患者搬送費)

実費相当額

○ヘリコプター患者搬送体制整備事業

【上限額】

- ・隔離搬送用バッグ購入費 ヘリコプター1台当たり 300,000 円
- ・上記に係る交換用消耗品 1搬送当たり 116,000 円

○新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業

【上限額】

- ・医師 1人1時間当たり 2,265 円
- ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 562 円

○新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業

【上限額】

- ・HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）
購入額の1/2（事業者負担が1/2）
※購入額の上限は1台当たり905,000 円
※1施設当たりの上限は2台（但し薬局については1台）
- ・消毒費用等
総事業費の1/2（事業者負担が1/2）

※総事業費の上限は1施設当たり 600,000 円

○医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

【上限額】

- ・ 1施設当たり 1,083,000 円とし、入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、1か所に限り 429,000 円を加算する。

○新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業

上限額等については別に定める。

○新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

【上限額】

- ・ 超音波画像診断装置
1台当たり 11,000,000 円
- ・ 血液浄化装置
1台当たり 6,600,000 円
- ・ 気管支鏡
1台当たり 5,500,000 円
- ・ C T撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）
1台当たり 66,000,000 円
- ・ 生体情報モニタ
1台当たり 1,100,000 円
- ・ 分娩監視装置
1台当たり 2,200,000 円
- ・ 新生児モニタ
1台当たり 1,100,000 円

○新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

【上限額】

- ・ 初度設備費
1床当たり 133,000 円
- ・ 個人防護具
1人当たり 3,600 円
- ・ 簡易陰圧装置
1床当たり 4,320,000 円

- ・簡易ベッド
1 台当たり 51,400 円
- ・簡易診療室及び付帯する備品
実費相当額
※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。
- ・HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）
1 施設当たり 905,000 円
- ・HEPA フィルター付パーテーション
1 台当たり 205,000 円
- ・消毒経費
実費相当額
- ・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1 施設当たり 300,000 円
- ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1 台当たり 1,500,000 円

※ 事務委託料等については、令和 2 年度に交付された新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業及び医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の精算事務に係る経費に限る。

○新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業

【上限額】

- ・入院医療機関 1 施設当たり 10,000,000 円
- ・宿泊療養施設 1 施設当たり 2,000,000 円

○新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業

【上限額】

- ・新型コロナ患者対応 ECMO 研修（基礎編及び応用編）
1 開催当たり 4,500,000 円
- ・新型コロナ患者対応人工呼吸器研修（基礎編及び応用編）
1 開催当たり 2,000,000 円

○新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

【上限額】

A. 都道府県による大規模接種会場の設置等

- ・大規模接種会場の設置、運営に係る実費相当額

B. 個別接種促進のための支援

- ・診療所への支援

- ① 週 100 回以上の接種を 7 月末まで、8・9 月、10・11 月のそれぞれの期間中に 4 週間以上行った場合には、週 100 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 2,000 円
- ② 週 150 回以上の接種を 7 月末まで、8・9 月、10・11 月のそれぞれの期間中に 4 週間以上行った場合には、週 150 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 3,000 円
- ③ 50 回以上／日の接種を行った場合には、1 日当たり定額で 10 万円を交付する。なお、診療所は、①、②の要件を満たさない週に属する日に限る。(同一日に①、②及び③の支援の重複は不可)

- ・病院への支援

- ① 50 回以上／日の接種を行った場合には、1 日当たり定額で 10 万円を交付する。
- ② 特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50 回以上／日の接種を週 1 日以上達成する週が、7 月末まで、8・9 月、10・11 月のそれぞれの期間中に 4 週間以上ある場合には、集団接種会場と同様の扱いとし、①に加えて、以下の支援単価による所要額を病院に追加で交付する。

医師 1 人 1 時間当たり 7,550 円

看護師等 1 人 1 時間当たり 2,760 円

C. 職域接種促進のための支援

- ・中小企業への支援

- ・ 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもので、当該中小企業又は団体が接種を委託した外部の医療機関が出張して実施する職域接種に限り、当該接種会場の設置、運営に係る実費相当額に対して、接種 1 回当たり 1,000 円を上限に、当該中小企業又は団体に交付する。

- ・大学等への支援

- ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもので、当該大学等が接種を委託した外部の医療機

関が出張して実施する職域接種に限り、当該接種会場の設置、運営に係る実費相当額に対して、接種1回当たり1,000円を上限に、当該大学等に交付する。

※ 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（上記B及びCに限る）については、都道府県の補助金交付事務に係る事務委託料・事務費も対象となる。

<該当部分抜粋>

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 1 6 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
に関する Q & A（第 6 版）について

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）について、今般、別添のとおり「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関する Q & A（第 6 版）」を作成いたしましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関する Q & A（第 5 版）」（令和 3 年 7 月 2 7 日）から追記等を行った部分には下線を付しております。

令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
に関するＱ＆Ａ（第６版）

令和３年４月１日 第１版
令和３年４月２３日 第２版
令和３年４月３０日 第３版
令和３年６月１０日 第４版
令和３年７月２７日 第５版
令和３年８月１６日 第６版

○共通事項

- １ 交付申請の提出物になりますが、交付要綱で定める様式第１号の提出は省略し、様式第２号の提出のみでよろしいでしょうか。
また、手続きにあたっては、都道府県が取り纏めの上、申請することになるのでしょうか、その際、市区町村等からの間接補助に係る申請を待たずに申請することは可能でしょうか。
- ２ 各事業に交付上限額は設定されているのでしょうか。事業実施計画に位置付ければ、各都道府県の全体額の中で執行することは可能でしょうか。
- ３ 本交付金を用いて、新型コロナウイルス感染患者に対応する医療機関に対する協力金や医療従事者等に対する特殊勤務手当（防疫作業手当等）について、都道府県が医療機関に補助した場合、補助対象となるのでしょうか。
- ４ 厚生労働大臣が認める者は、どのような機関を想定しているのでしょうか。
- ５ 「医師１人１時間当たり 7,550 円」単価算出根拠をご教示いただけないでしょうか。
また、補助上限額を超える部分について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象とすることは可能でしょうか。
- ６ 実施者が都道府県以外の者の場合は、都道府県が間接補助を行うという仕組みを想定されているという理解でよろしいでしょうか。
その際、都道府県の１／２負担が発生し、予算措置の必要があるということでしょうか。
- ７ 国の交付決定前に行われた事業であっても、令和３年４月１日以降の事業であり、本交付金の実施要綱に沿った事業であれば、補助対象となりますか。所謂、内示前着工、交付決定前着工をしても差し支えないのでしょうか。

- 2 保健所の保健師等の専門職を他の自治体の積極的疫学調査等の新型コロナウイルス感染症対応に応援として派遣する場合の費用については対象となるのでしょうか。
- 3 現在保健所において感染症以外の業務（難病、精神保健等）を担当している保健師を積極的疫学調査等の業務に派遣したいので、市町村等から当該保健師の代替保健師を派遣してもらいたいと考えていますが、その場合の旅費については対象となるのでしょうか。

○DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業

- 1 DMAT・DPATに限らず、医師会等の医療チームも対象となるのでしょうか。また、1人をチームとした派遣も対象となるのでしょうか。
- 2 医療チームの派遣先は、クラスターが発生した福祉施設などへの派遣も対象となるのでしょうか。
- 3 医療チームの派遣にあたって特殊勤務手当は対象経費となるのでしょうか。
- 4 看護師のみで構成されるチームを派遣する場合は、対象となるのでしょうか。
- 5 重点医療機関（派遣先）の受入病床を増やすため、他の医療機関（派遣元）からの応援派遣により看護職員を増員する必要があるが、他の医療機関（派遣元）が負担する当該看護職員の基本給や派遣手当、保険料、宿泊費用、PCR検査費用は、対象経費となるのでしょうか。また、他の医療機関（派遣元）において、当該看護職員の応援派遣に伴い、シフト組替えの対象となる看護職員や新たに雇用する看護職員の基本給や手当も、対象経費となるか。
- 6 重点医療機関（派遣先）の受入病床を増やすため、他の医療機関（派遣元）からの応援派遣により看護職員を増員する必要があるが、派遣先と派遣元が同一の法人である場合は、補助対象となるのでしょうか。
- 7 「臨時の医療施設」、「健康管理を強化した宿泊療養施設」、「入院待機ステーション」とは、それぞれ、どのような施設が該当するのでしょうか。

○時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

- 1 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣について、「ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域として、地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域への派遣を対象とする」とされていますが、どのような地域が該当するのでしょうか。

○DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業

1 DMAT・DPATに限らず、医師会等の医療チームも対象となるのでしょうか。また、1人をチームとした派遣も対象となるのでしょうか。

(答)

○ 対象となります。

2 医療チームの派遣先は、クラスターが発生した福祉施設などへの派遣も対象となるのでしょうか。

(答)

○ 対象となります。

3 医療チームの派遣にあたって特殊勤務手当は対象経費となるのでしょうか。

(答)

○ 医療チームにおける医師等への謝金は対象となっており、その中で、当該手当の支給が必要な場合は対象となります。

○ なお、医療チームの派遣において、派遣先が派遣された医療チームに係る経費を支払う場合は、当該経費に係る収入分を差し引いて、派遣元に対する補助が行われるものとなります。

4 看護師のみで構成されるチームを派遣する場合は、対象となるのでしょうか。

(答)

○ 対象となります。

5 重点医療機関（派遣先）の受入病床を増やすため、他の医療機関（派遣元）からの応援派遣により看護職員を増員する必要があるが、他の医療機関（派遣元）が負担する当該看護職員の基本給や派遣手当、保険料、宿泊費用、PCR検査費用は、対象経費となるのでしょうか。また、他の医療機関（派遣元）において、当該看護職員の応援派遣に伴い、シフト組替えの対象となる看護職員や新たに雇用する看護職員の基本給や手当も、対象経費となるか。

(答)

○ DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業については、新型コロナ患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制において新型コロナ患者への医療提供が困難と見込まれる場合に、都道府県の調整の下、新型コロナ患者を受け入れる

重点医療機関等（派遣先）に対して、他の医療機関（派遣元）から医師・看護職員等の応援派遣を行うときに、他の医療機関（派遣元）に対して補助を行うものです。

- ご質問のケースについて、他の医療機関（派遣元）が負担する当該看護職員の基本給や派遣手当、保険料、宿泊費用、PCR検査費用は、対象経費となり得ます。また、他の医療機関（派遣元）において、当該看護職員の応援派遣に伴い、シフト組替えの対象となる看護職員や新たに雇用する看護職員の基本給や手当も、対象経費となり得ます。
- なお、派遣先の医療機関が応援派遣された看護職員に係る経費を派遣元の医療機関に支払う場合は、当該経費に係る収入分を差し引いて、派遣元に対する補助が行われることになります。

6 重点医療機関（派遣先）の受入病床を増やすため、他の医療機関（派遣元）からの応援派遣により看護職員を増員する必要があるが、派遣先と派遣元が同一の法人である場合は、補助対象となるのでしょうか。

（答）

- DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業については、新型コロナ患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制において新型コロナ患者への医療提供が困難と見込まれる場合に、都道府県の調整の下、新型コロナ患者を受け入れる重点医療機関等（派遣先）に対して、他の医療機関（派遣元）から医師・看護職員等の応援派遣を行うときに、他の医療機関（派遣元）に対して補助を行うものです。
- ご質問のケースについて、新型コロナ患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制において新型コロナ患者への医療提供が困難と見込まれる場合に、都道府県が必要であると判断して、都道府県の調整の下、医師・看護職員等の派遣が行われる場合は、派遣先と派遣元が同一の法人でも、補助対象となり得ます。

7 「臨時の医療施設」、「健康管理を強化した宿泊療養施設」、「入院待機ステーション」とは、それぞれ、どのような施設が該当するのでしょうか。

（答）

- DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業について、令和3年8月16日に、同日以降に臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーションに派遣する場合は、派遣元医療機関等に対する補助の上限額を医師1人1時間あたり15,100円、医師以外の医療従事者1人1時間あたり5,520円に引き上げたところです。

- 「臨時の医療機関」については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 2 第 1 項に定める「臨時の医療施設」を言います。
- 「健康管理を強化した宿泊療養施設」については、「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和 3 年 3 月 24 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の I. 2.（3）に定める「健康管理を強化した宿泊療養施設」を言います。
- 「入院待機ステーション」については、おって示します。

入院待機ステーション等に医療従事者を派遣する派遣元医療機関等への補助の拡充 (新型コロナ緊急包括支援交付金)

- 入院待機ステーション等の拡充のために必要となる医療従事者を派遣する派遣元医療機関等への補助を拡充する。
- これを含め緊急包括支援交付金による医療提供体制拡充のための必要な支援を10月以降も当面実施する。

〔医療従事者を派遣する派遣元医療機関等への補助の拡充〕

区分	補助の上限額
医療チームを派遣する場合	・医師 7,550円/時間 ・医師以外の医療従事者 2,760円/時間 ・業務調整員 1,560円/時間
重点医療機関に派遣する場合 ※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。	・医師 15,100円/時間 ・医師以外の医療従事者 5,520円/時間 ・業務調整員 3,120円/時間
〔拡充〕 令和3年8月16日以降に臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーションに派遣する場合 ※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。	・医師 15,100円/時間 ・医師以外の医療従事者 5,520円/時間 ・業務調整員 3,120円/時間